

小牧市情報教育 I C T 推進委員会設置要綱

平成15年7月1日

15小教庶第203号

（設置）

第1条 小牧市教育委員会の所管に属する小学校及び中学校（以下「学校」という。）の情報教育に係る I C T 施策を推進するため、小牧市情報教育 I C T 推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校における I C T の推進及び整備に関すること。
- (2) 学校の情報教育に係る I T 導入整備計画及びその他関連する上位計画との調整に関すること。
- (3) その他学校の情報教育に係る I C T の推進に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、知識経験者及び I C T 教育に知見を有する教職員の中から小牧市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 推進委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選をもって定める。

5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理する。

7 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

（会議）

第4条 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 推進委員会は、委員長が必要と認めるときは、議事に関係のある者を出席させ、意見を聴取することができる。

3 委員長は、必要に応じ会議事項等を小牧市 I T 活用研究委員会及び小牧市コンピュータ整備検討委員会に報告し、意見を聴取することができる。

（庶務）

第5条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月30日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に小牧市情報教育 I T 推進委員会の委員に任命されている者の任期については、改正後の小牧市情報教育 I T 推進委員会設置要綱第3条第7項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行する。